

駿台 E. S. S. (THE SUNDAY E.S.S.) 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は駿台 E.S.S.(明治大学英語部 OBOG 会、英文名 THE SUNDAY E.S.S.)と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、明治大学英語部 (E.S.S.) を援助し英語部の発展を通して社会に貢献し、更なる歴史が継承されることを目的とし、その目的達成に必要な事業を行う。
- 第3条 本会は事務局を事務局長居住地に置くが、必要に応じてその他の役員の居住地に事務局を置くことができる。

第2章 会 員

- 第4条 本会は明治大学英語部(E.S.S.)出身者及び本会の趣旨に賛同し役員会において認められた者を以って組織する。 会員は原則大学卒業と同時に会員の資格を有する。但し、辞退の際は事前に事務局に申し出ることとする。
- 第5条 会員は会の目的達成のために所定の年会費を納入するものとする。
年会費に関する規定は役員会にて定める。

第3章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置くことが出来る。

会長
副会長
事務局長
総務担当
広報担当
渉外担当
ネットワーク担当
事業企画担当
会計担当

役員数は最大 12 名とする。

- 第7条 各役員の職務、担当は次の通りとする。
- 会長：本会を代表し会務を総括する。
- 副会長：会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し会長欠員の時はその職務を行う。
- 事務局長：会長及び副会長を補佐し各役員と協力し会の運営実務を統括する。

総務担当：本会の事務・総会の運営。
広報担当：HP、会報を含む広報活動全般の管理・運営。
涉外担当：大学当局及び英語部その他への窓口連絡、情報交換。
ネットワーク担当：会員とのコミュニケーション体制の構築・運営。
事業企画：事業の企画及び運営。
会計担当：出納・予算・決算業務、監事との窓口。

- 第8条 会長は役員の中から1名を互選する。
- 第9条 役員は役員会に出席しその審議並びに決議に参与し、本会の事業を推進する。
- 第10条 監事を2名役員以外から選任する。
- 第11条 監事は本会の該当年度の事業監査及び会計監査を行う。
- 第12条 役員、監事は自薦、他薦を問わず任期直前の総会に立候補でき、当総会において選任の承認決議を受けるものとする。
- 第13条 役員、監事の任期は2年とし、その期間は選任決議の承認を受けた総会から2年後の総会終結までとする。但し特別な社会環境の影響などにより対応の必要性が生じた場合、総会の承認をもって更に1年に限り延長できるものとする。
役員の兼任・再任、会計監事の再任は妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員、会計監事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 第14条 本会は名誉顧問を置くことができる。役員会が会長経験者を推挙し委嘱、総会にて報告する。

第4章 アドバイザー(顧問)制度

- 第15条 役員会は会員の中から若干名のアドバイザーを推薦し任命することができる。
- 第16条 アドバイザーの役割は会員を代表して大所、高所から役員会に助言、提言を行うこと。
- 第17条 アドバイザーは役員会の要請により又本人の意思により役員会に出席し発言ができるものとする。但し議決権は有しない。
- 第18条 アドバイザーの任期は2年とする。

第5章 会議

- 第19条 本会の会議は会員総会及び役員会とする。会議は会長がこれを招集し、その議長となる。但し、議長は会長に委任された副会長又は事務局長が行うことも妨げない。
- 第20条 総会は毎年最低1回開会するが会長が必要と認めた時も開会できる。
- 第21条 役員会は事業達成のために最低3ヶ月に1回開催するものとする。
- 第22条 現役生の駿台E.S.S.担当役員及び現役生コマティーが役員会に出席することを

歓迎する。都合により代理役の出席も妨げない。

第23条 総会に於いて決議または報告を要する事項は次の通りとする。

1. 予算収支及び事業計画
2. 収支決算及び事業報告
3. 役員の選任及び解任
4. 会則の変更
5. 解散
6. その他会長が必要と認めた事項

但し期中における緊急事項については役員会で議決することを認める。

第24条 総会の議事は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する。

第25条 役員会において議決または報告する事項は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案
2. 会員の入会及び除名に関する事項
3. その他会長が必要と認めた事項

第26条 役員会は構成員の過半数の出席によって成立する。

第27条 役員会の議決は出席者の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する。

第6章 会 計

第28条 本会の事業年度は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第29条 本会の経費は年会費、臨時会費、賛助費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第30条 会計の正確を期すため出納管理に関する規定を役員会にて定める。

第7章 雜 則

第31条 会員でその体面を汚し又は本会の目的に反する行為あるものは、総会の議決で除名または会員資格を停止することが出来る。

第32条 会員はその住所、氏名、職業他最新の名簿に記載されている事項を変更した時は事務局長または名簿・連絡網担当役員に連絡する。

附 則

本会則は平成22年03月23日より実施する。

本会則は平成26年11月29日より実施する。

本会則は平成27年11月18日より実施する。

本会則は平成28年12月10日より実施する。

本会則は平成29年11月25日より実施する。

本会則は令和02年11月30日より実施する。

本会則は令和03年11月27日より実施する。